

山梨県公報

第千五百六十九号

平成十七年

五月十二日

木曜日

目次

告示

救急病院等の認定……………三三一
 家畜伝染病の発生……………三三一
 腐蛆病のまん延を防止するためみつばち等の移動を禁止する区域の指定……………三三一
 保安林の指定の解除の予定……………三三一
 河川区域の指定の一部改正(三件)……………三三一

公告

平成十七年度調理師試験の実施……………三三二
 土地改良区役員の退任……………三三二
 人事委員会……………三三二

人事委員会

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則……………三三二
 山梨県人事委員会事務専決規程の一部を改正する訓令……………三三二
 平成十七年度山梨県職員等採用試験の実施及び試験職種別採用予定人員について……………三三二

平成十七年度山梨県職員採用上級試験の実施について……………三三二

公安委員会……………三三二

山梨県警察行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則……………三三二

その他……………三三二

あつせん員候補者の告示……………三三二

告示

山梨県告示第二百七十七号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成十七年五月十二日

山梨県知事 山本 栄彦

一 救急病院の名称及び所在地

名称	所在地
巨摩公立病院	南アルプス市桃園三百四十番地

二 認定期間

平成十七年五月九日から平成二十年五月八日まで

山梨県告示第二百七十八号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第十三条第一項の規定により、次のとおり家畜伝染病の発生の届出があつた。

平成十七年五月十二日

山梨県知事 山本 栄彦

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患者又は疑似患者の区分	発生群数	発生場所	発生年月日
腐蛆病	みつばち	患者	一	南アルプス市上今諏訪	平成十七年四月十八日

山梨県告示第二百七十九号

山梨県家畜伝染病のまん延防止に関する規則(昭和三十一年山梨県規則第五十二号)第四条第一項の規定により、腐蛆病のまん延を防止するため、みつばち等の移動を禁止する区域を次のとおり指定する。

平成十七年五月十二日

山梨県知事 山本 栄彦

一 指定区域

南アルプス市上今諏訪、下今諏訪、西野、上今井、下今井、吉田、在家塚(神ノ木芝原、竹ノ花、仲畑、細道、御堂、柳原及び横堀の区域に限る。)、百々(南原の区域に限る。)、上八田(堂前、半月、懐地藏、下村、房々、西新居、中村前及び中島の区域に限る。)、徳永(天房木、和田下、御崎、村上、下河原、将監、下反保、巾上、巾下、中新田、苔松、関東及び裏切の区域に限る。)、下高砂(大柳及び大境の区域に限る。)、沢登(永面、赤面、桑原及び七ツ内の区域に限る。)、十五所(村東、村内及び村前東の区域に限る。)、鏡中条(村北、八幡、上ノ切、中ノ切、八幡下及

び中河原の区域に限る。(及び寺部(中西の区域に限る。)並びに甲斐市西八幡(上川除付及び下川除付の区域に限る。)並びに中巨摩郡昭和町築地新居(大島の区域に限る。)の区域

二 指定家畜の種類

指定区域で飼育されているみつばち

三 指定の概要

指定期間 平成十七年四月十八日から当分の間

四 その他必要な事項

指定家畜及び腐蛆病の病原体を広げるおそれのある物品は、西部家畜保健衛生所長の指示を受けなければ指定区域内での移動又は当該区域外への移動をしてはならない。

山梨県告示第二百八十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成十七年五月十二日

山梨県知事 山本 栄彦

一 解除に係る保安林の所在場所

塩山市上萩原字萩原山四七八三の二(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を山梨県庁及び塩山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第二百八十一号

一級河川弟川に係る河川区域の指定(昭和五十四年山梨県告示第百二十二号の十七)の一部を次のように改正する。

平成十七年五月十二日

山梨県知事 山本 栄彦

「第一号図」を「第一号図から第六号図まで」に改める。

(その関係図面を山梨県土木部治水課及び峡東地域振興局塩山建設部に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第二百八十二号

一級河川堀川に係る河川区域の指定(昭和五十五年山梨県告示第百二十六号)の一部を次のように改正する。

平成十七年五月十二日

山梨県知事 山本 栄彦

「第一号図及び第二号図」を「第一号図から第十一号図まで」に改める。

(その関係図面を山梨県土木部治水課及び峡東地域振興局石和建設部に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第二百八十三号

一級河川出黒川に係る河川区域の指定(昭和五十六年山梨県告示第百六十号)の一部を次のように改正する。

平成十七年五月十二日

山梨県知事 山本 栄彦

「第一号図から第七号図まで」を「第一号図から第八号図まで」に改める。

(その関係図面を山梨県土木部治水課及び峡東地域振興局石和建設部に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

●平成十七年度調理師試験の実施

調理師法(昭和三十三年法律第百四十七号)第三条の二第一項の規定により、平成十七年度調理師試験を次のとおり実施する。

平成十七年五月十二日

山梨県知事 山本 栄彦

一 試験日時

平成十七年七月二日(土)午後一時から三時まで

二 試験場所

甲府市酒折二丁目四番五号 山梨学院大学

三 試験科目

試験は、次に掲げる科目について筆記試験により行う。

1 食文化概論

2 衛生法規

3 公衆衛生学

- 4 栄養学
- 5 食品学
- 6 食品衛生学
- 7 調理理論
- 四 受験資格
 - 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第四十七条に規定する者であつて、多数人に対して飲食物を調理して供与する施設又は営業で調理師法施行規則（昭和三十三年厚生省令第四十六号）第四条に定めるものにおいて二年以上調理の業務に従事したものの

五 受験願書受付期間
 平成十七年五月十六日（月）から同月二十日（金）までの午前九時から午後四時までとする。

六 受験願書提出場所
 住所地を所管する地域振興局健康福祉部又は保健所とする。ただし、山梨県外に住所を有する者は、山梨県福祉保健部健康増進課とする。

- 七 提出書類
 - 1 受験願書
 - 2 履歴書
 - 3 学校教育法第四十七条に規定する者であることを証する書類
 - 4 調理師法施行規則第四条に規定する施設又は営業において一年以上調理の業務に従事した者であることを証する当該施設の長又は営業主の証明書（受験者が施設の長又は営業主である場合は、調理師会その他の調理師関係団体の長の証明書）
 - 5 写真（出願前六箇月以内に撮影した正面、上半身及び無帽のものであつて、大きさが縦六センチメートル、横四・五センチメートルのもの）
 - 八 受験手数料

六千円（受験願書に六千円に相当する額面の山梨県収入証紙をはりつけ、消印しないこと。）
 手数料は、出願を取り消し、又は受験しなかった場合でも返還しない。

● 土地改良区役員の退任
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、円野土地改良区から次のとおり役員が退任した旨届出があつた。
 平成十七年五月十二日

山梨県知事 山 本 栄 彦

退任		
役職名	氏名	住所
理事	大柴 左京	斐崎市穂坂町宮久保二〇〇番地
		退任年月日
		平成十七年三月三十一日

人事委員会

山梨県人事委員会規則第二十五号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。
 平成十七年五月十二日

山梨県人事委員会
 委員長 堀 内 茂

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則
 管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年山梨県人事委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

別表知事の事務部局の項中「県民室長」を「県民室長 防災危機管理監」に、

書課
 秘書担当の課長補佐 秘書担当
 職員
 総務経理担当、人事担当、行政管理担当、及び給与担当の職員

秘書課
 新行政システム課
 人事課

秘書担当の課長補佐 秘書担当
 職員
 行政組織担当の課長補佐及び職員
 総務経理担当、人事担当、及び

に、

東京事務所
 女子短期大学
 課長
 教授（大学と

給与担当の課長補佐 人事担当
及び給与担当の職員

課長

人事委員会とで協
者に限る。)

を
東京事務所
県立大学
女子短期大学

教授(大学と人事委員会とで協
議して定める者に限る。)
教授(大学と人事委員会とで協
議して定める者に限る。)

「看護大学短期大学部

教授(大学と人事委員会とで協
議して定める者に限る。)

看護大

に、

宝石美術専門学校

教授(大学と人事委員会とで協
議して定める者に限る。)

を
総合理
宝石美

学短期大学部

教授(大学と人事委員会とで協
議して定める者に限る。)

工学研究機構

事務長

術専門学校

教授(大学と人事委員会とで協
議して定める者に限る。)

に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の管理職員等の範囲を定める規則の規定は、平成十七年四月一日から適用する。

山梨県人事委員会訓令第二号

山梨県人事委員会事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十七年五月十二日

山梨県人事委員会

委員長 堀 内 茂

山梨県人事委員会事務専決規程の一部を改正する訓令

山梨県人事委員会事務専決規程(昭和四十五年山梨県人事委員会訓令第一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中第四十号を削り、第四十一号を第四十号とし、第四十二号を第四十一号とし、第四十三号を第四十二号とし、同条第二項第十号及び第十一号中「及び次長補佐」を削り、同項第十三号を削り、第十四号を第十三号とし、第十五号から第二十一号までを一号ずつ繰り上げ、同条第三項中第九号を第十号とし、第三号から第八号までを

一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 事務局員の時間外勤務及び休日勤務の命令並びに休日の代休日の指定に関すること。

附則

この訓令は、公布の日から施行し、この訓令による改正後の山梨県人事委員会事務専決規程の規定は、平成十七年四月一日から適用する。

●平成十七年度山梨県職員等採用試験の実施及び試験職種別採用予定人員について平成十七年度山梨県職員等採用試験の実施及び試験職種別採用予定人員を次のとおりとする。

平成十七年五月十二日

山梨県人事委員会

委員長 堀 内 茂

○平成17年度山梨県職員等採用試験の日程及び試験職種別採用予定人員

試験区分	試験職種 区分	採用予定人員	受付期間	第1次試験日	最終合格発表			
職員採用上級試験	行政	40名程度	5月16日(月) ～5月31日(火)	6月26日(日)	9月2日(金) 【予定】			
	社会福祉Ⅰ	2名程度						
	社会福祉Ⅱ	7名程度						
	獣医師	6名程度						
	薬剤師	5名程度						
	栄養士	2名程度						
	警察事務	3名程度						
	化学	3名程度						
	畜産	1名程度						
	総合土木	3名程度						
	建築	1名程度						
	電気	1名程度						
	司書	1名程度						
	研究(化学)	1名程度						
	研究(電子)	1名程度						
職業訓練(電気)	1名程度							
職員採用初級試験	行政	2名程度	8月15日(月) ～8月31日(水)	9月25日(日)	11月中旬			
	警察事務	1名程度						
資格免許職職員採用試験	臨床検査技師	1名程度						
	理学療法士	1名程度						
	歯科衛生士	1名程度						
小中学校事務職員採用試験	学校事務	6名程度						
小中学校栄養職員採用試験	学校栄養	6名程度						
民間企業等職務経験者職員採用試験	行政	3名程度				8月15日(月) ～8月31日(水)	9月18日(日)	11月下旬
身体障害者対象職員選考試験	行政	1名程度				8月1日(月) ～8月31日(水)	9月18日(日)	10月上旬
警察官採用試験A・B (平成17年10月1日採用)	警察官A(男性)	23名程度				3月28日(月) ～4月27日(水)	5月22日(日)	7月29日(金) 【予定】
	警察官A(女性)	2名程度						
	警察官B(男性)	10名程度						
	警察官B(女性)	2名程度						
警察官採用試験A・B (平成18年4月1日採用)	警察官A(男性)	16名程度	7月20日(水) ～8月19日(金)	9月18日(日)	12月上旬			
	警察官A(女性)	2名程度						
	警察官A(男性/武道指導)	柔道 又は 剣道 2名程度						
	警察官B(男性)	10名程度						
	警察官B(女性)	2名程度						

(※)試験職種及び採用予定人員は、変更する場合がありますので、各試験案内で確認すること。

(注)試験職種により、受験資格が異なるので、詳細は各試験案内で確認すること。

● 平成十七年度山梨県職員採用上級試験の実施について
平成十七年度山梨県職員採用上級試験を次のとおり実施する。
平成十七年五月十二日

山梨県人事委員会

委員長 堀 内

茂

1 試験職種及び採用予定人員等

試験区分	試験職種	採用予定人員	職務内容
上	行政	40名程度	県の各機関に勤務し、一般行政事務に従事する。
	警察事務	3名程度	県警察の各機関に勤務し、警察事務に従事する。
	社会福祉Ⅰ	2名程度	主に保健所、県立病院等で精神障害者やその家族への援助・相談、社会復帰のための支援等の業務に従事する。
	社会福祉Ⅱ	7名程度	主に福祉施設等で入所者（児）の生活支援等の業務や、児童相談所等で心理判定等の業務に従事する。
	獣医師	6名程度	主にと畜検査、家畜保健衛生及び食品衛生等に関する監視、試験研究等の業務に従事する。
	薬剤師	5名程度	主に薬事・毒物等の監視、食品衛生等に関する監視又は県立病院での調剤等の業務に従事する。
	栄養士	2名程度	主に保健所、県立病院等で栄養指導、給食管理等の業務に従事する。
	化学	3名程度	主に環境、衛生等に関する指導管理、試験研究、検査等の業務に従事する。
	畜産	1名程度	主に畜産の振興、畜産経営の指導援助、畜産技術に関する研究等の業務に従事する。
	総合土木	3名程度	主に道路、河川、都市計画、治山・林道等の事業に関する企画、設計、施工管理等の業務に従事する。
級	建築	1名程度	主に県庁舎、県立学校等の県有施設の設計・施工管理、建築指導等の業務に従事する。
	電気	1名程度	主に発電所、県有施設等の電気設備に関する企画、設計、施工管理、保守管理等の業務に従事する。
	司書	1名程度	県立図書館、県立学校等に勤務し、主に図書資料の収集、整理保存、利用のための相談業務等に従事する。
	研究（化学）	1名程度	山梨県工業技術センター等に勤務し、主に化学に関する研究等の業務に従事する。
	研究（電子）	1名程度	山梨県工業技術センター等に勤務し、主に電子に関する研究等の業務に従事する。
	職業訓練（電気）	1名程度	主に就業希望者への訓練指導、職業に関する研究等の業務に従事する。

2 受験資格

(1) 受験できる者

ア 昭和51年4月2日から昭和59年4月1日までに生まれた者（獣医師については、昭和49年4月2日から昭和57年4月1日までに生まれた者）

イ 昭和59年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した者若しくは平成18年3月までに卒業見込みの者又は人事委員会がこれと同等以上の学力があると認める者

※ 「これと同等以上の学力があると認める者」については、山梨県職員の給与に関する規則（昭和32年山梨県人事委員会規則第7号）別表第四の「一 大学卒」中「五 大学四卒」に規定する学歴免許等の資格を有する者とする。

ただし、次の試験職種については、それぞれの資格・免許を必要とする。

試験職種	資格・免許
社会福祉Ⅰ 社会福祉Ⅱ	社会福祉主事、児童指導員若しくは社会福祉士の資格を有する者又は平成18年3月31日までに資格を有することとなる者（※）
獣医師	獣医師の免許取得者又は平成18年において最初に実施される獣医師国家試験までに当該免許取得見込みの者
薬剤師	薬剤師の免許取得者又は平成18年において最初に実施される薬剤師国家試験までに当該免許取得見込みの者
栄養士	管理栄養士の資格取得者又は平成18年において最初に実施される管理栄養士国家試験までに当該資格取得見込みの者
司書	司書の資格を有する者又は平成18年3月31日までに資格を有することとなる者
職業訓練 (電気)	・職業訓練指導員免許（電気科）取得者又は平成18年3月31日までに当該免許取得見込みの者 ・大学で電気工学を履修して、高等学校教諭免許（工業）を取得した者又は平成18年3月31日までに当該免許取得見込みの者 ・第一種電気工事士免状取得者又は平成18年3月31日までに当該免状取得見込みの者

(※) 社会福祉主事、児童指導員及び社会福祉士の資格は次のとおりである。

- ①社会福祉主事
 - ・大学等で厚生労働大臣の指定する科目を3科目以上修めて卒業した者
 - ・厚生労働大臣の指定養成機関又は講習会の課程を修了した者
- ②児童指導員
 - ・地方厚生局長の指定養成施設を卒業した者
 - ・学校教育法の規定による大学の学部で心理学、教育学又は社会学のいずれかを修めて卒業した者
 - ・小学校、中学校、高校のいずれかの教諭となる資格を有する者で、大臣又は知事が適当と認定した者
 - ・高等学校卒業で、2年以上児童福祉事業に従事した者
 - ・3年以上児童福祉事業に従事した者で、大臣又は知事が適当と認定した者
- ③社会福祉士
 - ・厚生労働大臣の行う「社会福祉士試験」に合格した者

(2) 次のいずれかに該当する者は、受験できないものとする。

- ①日本国籍を有しない者（司書及び栄養士は除く。）
 - ②地方公務員法第16条に該当する者（以下のいずれかに該当する者）
 - ・成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）
 - ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・山梨県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- ※ 司書及び栄養士のうち、日本国籍を有しない者は、公権力の行使又は公の意思形成への参画に携わる職以外の職に任用される。

3 試験案内の配布及び受付期間・時間

- (1) 試験案内配布開始予定日
平成17年5月12日（木）
- (2) 受付期間
 - ア 持参及び郵送の場合
 - ・平成17年5月16日（月）から平成17年5月31日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く）。
 - ・郵送の場合は、平成17年5月31日（火）までの消印のあるものに限り受け付ける。
 - イ インターネットによる申込の場合
 - ・平成17年5月16日（月）から平成17年5月24日（火）まで
 - ・平成17年5月24日（火）は、午後5時までに受信したものに限り受け付ける。
- (3) 受付時間
 - ・午前8時30分から午後5時15分まで（インターネットによる申込の場合は、期間中常時受付）

4 試験日及び試験会場

区 分	試 験 日	試 験 会 場
第 1 次 試 験	平成17年6月26日(日) (受付時間)午前8時30分から午前9時まで (受付場所)50周年記念館・クリスタルタワー南側	山梨学院大学 (甲府市酒折二丁目4-5)
第 2 次 試 験	第 1 回	平成17年7月16日(土)
	第 2 回	平成17年7月26日(火)又は7月27日 (水)のうちいずれか指定する1日
	第 3 回	平成17年8月8日(月)～8月12日(金) のうち指定する1日
		甲府市内 (第1次試験合格通知書で 指定する。)

5 試験方法

区分	試験種目	内 容	
第 1 次 試 験	教 養 試 験 (試験時間120分)	公務員として必要な一般的知識及び知能について、五肢選択式による大学卒業程度の筆記試験を行う。 ・ 出題数50題のうち知識分野(社会科学、人文科学、自然科学)30題中20題を選択解答し、知能分野(文章理解、判断推理、数的処理、資料解釈)20題を必須解答する。	
	専 門 試 験 (試験時間120分)	各試験職種に応じた専門的知識、能力等について、五肢選択式又は五肢選択式及び記述式による大学卒業程度の筆記試験を行う。(出題分野別掲) ・ 行政職及び警察事務職は、五肢選択式により出題数50題のうち40題を選択解答する。 ・ 司書職は、五肢選択式及び記述式により全問解答する。 ・ その他の職種は、五肢選択式により出題数40題を全問解答する。	
第 2 次 試 験	第 1 回	論 文 (試験時間90分)	文章による表現力、構成力、課題に対する理解力等について記述式による試験を行う。
		人物試験Ⅰ	公務員として職務遂行に必要な素質及び適性を有するかどうかについて検査を行う。
	第 2 回	人物試験Ⅱ	社会性、貢献度、指導性等について集団討論を行う。
	第 3 回	人物試験Ⅱ	表現力、積極性、創造性等について個別面接を行う。なお、その中でプレゼンテーション面接を行う。
	身 体 検 査		職務遂行上必要な健康度を有するかどうかについて、所定の身体検査書により検査を行う。
資 格 調 査		受験資格の有無、申込書記載事項の真否等について調査を行う。	

(別掲) 専門試験出題分野

行政 警察事務	政治学、行政学、憲法、行政法、民法、刑法、労働法、経済学（経済原論、経済政策、経済史）、財政学、経営学、社会政策、国際関係
社会福祉Ⅰ	社会福祉概論（社会保障を含む。）、社会学概論、応用心理学、社会心理学、一般心理学、教育心理学、社会調査
社会福祉Ⅱ	社会福祉概論（社会保障を含む。）、社会学概論、社会心理学、児童心理学、一般心理学、社会調査、保健衛生
獣医師	家畜解剖学、家畜生理学、家畜薬理学、家畜内科学、家畜外科学、家畜寄生虫病学、家畜微生物学、家畜伝染病学、家畜繁殖学、獣医公衆衛生学、家畜衛生学、畜産一般
薬剤師	物理化学、分析化学、無機化学、有機化学、生化学、薬剤学、衛生化学、生薬学、薬理学
栄養士	公衆衛生学、栄養学、食品学、食品衛生学、給食管理（調理学を含む。）、栄養指導等
化学	数学・物理、物理化学、分析化学、無機化学、無機工業化学、有機化学、有機工業化学、化学工学
畜産	家畜育種学、家畜繁殖学、家畜生理学、家畜飼養学、家畜栄養学、飼料学、家畜管理学、畜産物利用学、畜産経営一般
総合土木	数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、材料・施工、都市計画、土木計画
建築	数学・物理、材料学、構造力学、環境原論、建築史、建築構造、建築計画、都市計画、建築設備、建築施工
電気	数学・物理、電磁気学、電気回路、電気計測・制御、電気材料、電子工学、電力工学、通信工学
司書	生涯学習概論、図書館概論、図書館資料論、図書館サービス論、情報サービス概説、資料組織概説、図書館経営論、専門資料論、児童サービス論等
研究（化学）	数学・物理、物理化学、分析化学、無機化学、無機工業化学、有機化学、有機工業化学、化学工学
研究（電子）	数学・物理、電磁気学、電気回路、電気計測・制御、電気材料、電子工学、電力工学、通信工学等
職業訓練 （電気）	数学・物理、電磁気学、電気回路、電気計測・制御、電気材料、電子工学、電力工学、通信工学

6 合格者の発表日等

(1) 合格発表日

- ア 第1次試験合格者発表 平成17年7月1日（金）【予定】
- イ 最終合格者発表 平成17年9月2日（金）【予定】

(2) 合格発表の方法等

合格者については、県庁の掲示板に受験番号を掲示するとともに、書面で通知する。
ただし、最終結果の通知については、合否にかかわらず第2次試験受験者全員に行う。
また、掲示内容は掲示後、山梨県ホームページに掲載する。

7 その他

- (1) 資格・免許を必要とする試験職種にあっては、指定日までに資格・免許を取得できない者は、採用候補者名簿から削除する。
- (2) 教養試験及び専門試験の例題及び正答番号並びに論文及び人物試験Ⅱ集団討論の課題の出題例は、山梨県ホームページに掲載する。また、山梨県県民情報センターで閲覧等ができる。
- (3) 詳細は、「平成17年度山梨県職員採用上級試験案内」による。

公安委員会

山梨県公安委員会規則第十二号

山梨県警察行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則を次のように定める。

平成十七年五月十二日

山梨県公安委員会

委員長 吉 泉 信 一

山梨県警察行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則

(趣旨)

第一条 公安委員会等が所管する手続等を、山梨県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成十六年山梨県条例第四十五号。以下「情報通信技術利用条例」という。)(第三条から第六条までの規定に基づき、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う場合については、他の規則に特別の定めのある場合を除くほか、この規則の定めるところによる。

(定義)

第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 公安委員会等 公安委員会若しくはこれに所管される機関又はこれらの機関の職員であつて法令により独立に権限を行使することを認められたものをいう。
- 二 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律(平成十二年法律第百二号)(第二条第一項に規定する電子署名をいう。
- 三 電子証明書 申請等を行う者又は公安委員会等が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録をいう。

第三条 情報通信技術利用条例第三条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して申請等を行う者は、公安委員会の定めるところにより、警察本部長の指定する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は当該申請等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、同項に規定する申請等をする者の使用に係る電子計算機から入力して、申請等を行わなければならない。

第四条 公安委員会等は、情報通信技術利用条例第四条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して処分通知等を行うときは、当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を公安委員会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録するものとする。

第五条 公安委員会等は、情報通信技術利用条例第五条第一項の規定により書面等の縦覧等に代えて当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うときは、当該事項をインターネットを利用する方法、公安委

ばならない。ただし、公安委員会等の指定する方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。

一 商業登記法(昭和三十八年法律第百二十五号)(第十二条の二第一項及び第三項の規定に基づき登記官が作成した電子証明書

二 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律(平成十四年法律第百五十三号)(第三条第一項に規定する電子証明書

三 電子署名及び認証業務に関する法律第八条に規定する認定認証事業者が作成した電子証明書のうち公安委員会が定めるもの

3 第一項の申請等を行う者は、公安委員会等の定めるところにより、当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等に記載すべき事項を情報通信技術利用条例第三条第一項に規定する申請等をする者の使用に係る電子計算機から送信し、及び警察本部長の指定する電子計算機に備えられたファイルに記録し、又は当該書面等を提出しなければならない。

4 公安委員会等は、申請等を行う者が前項に規定する事項を送信する場合において、次の各号に掲げるときは、当該申請等について規定した規則の規定にかかわらず、当該各号に掲げる書面等の提出を省略させることができる。

一 申請等を行う者に係る第二項第一号に掲げる電子証明書を送信するとき、申請等を行う者に係る登記簿の謄本又は抄本であつて、申請等を行う者の名称、所在地、代表者の氏名又は資格を確認するために添付を求めているもの

二 申請等を行う者に係る第二項第二号に掲げる電子証明書を送信するとき、申請等を行う者に係る住民票の写しであつて、申請等を行う者の氏名、住所、性別又は生年月日を確認するために添付を求めているもの

5 規則の規定により同一内容の書面等を複数必要とする申請等(副本又は写しを正本と併せ必要とするものを含む。)(について、第一項の申請等が行われたときは、当該申請等に係る必要な数の書面等が提出されたものとみなす。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第四条 公安委員会等は、情報通信技術利用条例第四条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して処分通知等を行うときは、当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を公安委員会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録するものとする。

(電磁的記録による縦覧等)

第五条 公安委員会等は、情報通信技術利用条例第五条第一項の規定により書面等の縦覧等に代えて当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うときは、当該事項をインターネットを利用する方法、公安委

員会等の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を記載した書類を据え置く方法により縦覧等を行うものとする。
(電磁的記録による作成等)

第六条 公安委員会等は、情報通信技術利用条例第六条第一項の規定により書面等の作成等に代えて当該書面等に係る電磁的記録の作成等を行うときは、当該事項を公安委員会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。)をもって調製する方法により作成等を行うものとする。

(氏名又は名称を明らかにする措置)

第七条 情報通信技術利用条例第二条第四項の規則で定める氏名又は名称を明らかにする措置は、電子署名(第三条第二項各号に掲げる電子証明書が併せて送信されるものに限る。)及び第二条第二項ただし書に規定する措置とする。

2 情報通信技術利用条例第四条第四項及び第六条第三項の規則で定める氏名又は名称を明らかにする措置は、電子署名とする。

附則

この規則は、平成十七年六月一日から施行する。

その他

山梨県労働委員会告示第三号

当委員会は、労働関係調整法施行令第四条及び労働委員会規則第六十八条の規定により、次のとおりあつせん員候補者を告示する。

平成十七年五月十二日

山梨県労働委員会

会長 渡辺 和 廣

氏名 関 歴

渡辺 和廣 弁護士 第三十二・三十三・三十四・三十五期山梨県労働委員会委員

八束 厚生 山梨大学助教授 第三十一・三十二・三十三・三十四・三十五期山梨県労働委員会委員

労働委員会委員

萩原 勝 公認会計士 第三十四・三十五期山梨県労働委員会委員

久保嶋正子 公認会計士 第三十五期山梨県労働委員会委員

鶴田 和雄 弁護士 第三十五期山梨県労働委員会委員

渡辺 一彦 連合山梨事務局長 第三十・三十一・三十二・三十三・三十四・三十五期山梨県労働委員会委員

期山梨県労働委員会委員

遠藤 長男 J A Mキトー労働組合執行委員長 第三十五期山梨県労働委員会委員
小沢 政人 N T T労働組合山梨分会分会長 第三十五期山梨県労働委員会委員
小林 文徳 自治労山梨県本部中央執行委員長 第三十四・三十五期山梨県労働委員会委員
中尾 守 東京電力労働組合山梨総支部執行委員長 第三十五期山梨県労働委員会委員

枝 康夫 山梨県経営者協会参与 第三十三・三十四・三十五期山梨県労働委員会委員

長田 眞 長田組土木(株)代表取締役会長 第三十五期山梨県労働委員会委員

小泉 正仁 山梨県民信用組合理事長 第三十五期山梨県労働委員会委員

武田 與信 (株)テノヨ武田取締役相談役 第三十三・三十四・三十五期山梨県労働委員会委員

芳賀 和夫 甲府商工会議所相談役 第三十四・三十五期山梨県労働委員会委員

角田 武一 山梨県労働委員会事務局次長

小田切 功 山梨県労働委員会事務局次長

高橋 春夫 山梨県労働委員会事務局審査調整指導監・次長補佐

新津 智 山梨県労働委員会事務局副主幹

野村 敬一 山梨県商工労働部労働課長

望月 明雄 山梨県商工労働部労働課総括課長補佐

荒井 洋幸 山梨県商工労働部労働課課長補佐